

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛知県、豊田市

2 構造改革特別区域の名称

農ライフ創生特区

3 構造改革特別区域の範囲

豊田市の区域のうち農業振興地域

4 構造改革特別区域の特性

豊田市は、愛知県のほぼ中央、名古屋市の東方 25km に位置し、面積 290.12k m²と愛知県内で名古屋市に次ぐ広さを有し、山林 36.8%、農地 21.9%と日本を代表する工業都市でありながら、豊かな自然に恵まれている。

明治時代以降「養蚕のまち」として栄えたが、昭和に入り、生糸需要の不振と自動車工場の誘致等により、次第に産業構造が変化し、「自動車産業のまち」へと移り変わった。昭和 26 年、人口 3 万 2 千人で市制施行し、昭和 34 年に市名を「拳母市」から「豊田市」へ改名し、高度経済成長期を迎えた。また、自動車産業を中心に飛躍的な経済成長を遂げるとともに、近隣町村の編入が相次ぎ、平成 15 年 11 月 1 日には、矢作川流域を生活圏とする周辺 6 町村の編入を前提とする法定合併協議会を立上げており、実現すると、人口は平成 15 年 4 月 1 日現在の 356,049 人が 401,633 人へ増加し、面積は現在の 3 倍を超える 918.47k m²と拡大する。

豊田市の人口については、昭和 30 年代後半から全国より多くの若者が転入し、急激な人口増加がみられたが、その後は緩やかなカーブを描き、平成 12 年の国勢調査では、351,101 人と平成 7 年の 341,079 人から 10,022 人(2.9%)の増加にとどまっている。一方、65 歳以上の老年人口は 27.1%増加しており、団塊の世代が高齢期を迎える今後は、急激な高齢化が予測される。

農林業センサスにおける豊田市の経営耕地面積については、平成 12 年は 3,297ha と平成 7 年に比べ 548ha(14.3%)減少しており、減少面積には田が 333ha、畑が 200ha を占め、市内全ての地区で減少している。一方、10,120.3ha ある農業振興地域内の土地利用の状況を平成 14 年 2 月の農業振興地域整備計画見直し後と平成 15 年 9 月末現在で比べると、農用地は 5,135.9ha から 5,113.4ha へと 22.5ha 減少し、都市的利用が 42.4%と 0.3 ポイント上昇している。

また本市内の耕作放棄地は、平成 12 年は 354ha と平成 7 年に比べ 32ha(9.9%)増加しており、販売農家での不作付地も平成 12 年 341ha と平成 7 年に比べ 103ha(43.2%)の増加となっている。

豊田市の農林業センサスにおける平成 12 年と平成 7 年との比較によると、農家戸数は 4,918 戸と 556 戸(10.2%)減少し、農業就業人口も 5,246 人と 576 人(9.9%)の減少を示している。しかし、自給的農家と第 2 種兼業農家の割合は 90.7%と増えており、30a 未満の経営耕地面積の農家数は 1,707 戸と 96 戸(6.0%)増加し、兼業化が進み、小規模農家が増える傾向がうかがえる。一方、65 歳以上は 6,059 人と 146 人(2.5%)増加しており、農家人口で算出する高齢化率は 25.1%と農家の 4 人に 1 人は高齢者となっている。

平成 15 年度における効率的かつ安定的な担い手については、認定農業者 66 人、農業法人 18 人となっているが、認定農業者の成り手が少なく、再認定も進まず、平成 12 年度の 80 人と比べ微増にとどまっている。さらに、新規就農者も平成 14 年度で 4 人(内 1 人は平成 15 年度には離農)と農業者の減少の歯止めになっておらず、新たな農業の担い手発掘が課題となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

豊田市では、農家の高齢化・後継者不足、担い手不足による農地の遊休化・荒廃化の拡大が危惧される中、市内には高度経済成長期に全国から市内自動車関連会社へ就労した市民が多く定住しており、特に団塊の世代は数年後には定年退職する時期を迎え、年間 2 ～ 3 千人規模になるといわれている。

豊田市は、平成 12 年度からあいち豊田農業協同組合との共同で、農業を始めたい人、農作物づくりをしてみたい人を対象とした「とよた生き生き農業塾」事業を始め、現在 4 期生 41 名が野菜栽培農家の指導を受けているが、卒業生 112 名のうち 23 名がグループで農作物づくりを実践している。また、平成 14 年度からは、高齢者の生きがいを目的とした高年大学を開校し、「環境農学科」では現在 30 名の高年齢者が地域農家による栽培指導を受講している。

また、農業側で抱える遊休農地を含む農地保全、担い手確保対策と高齢者の生きがい対策を結び付けるシステムを構築するため、平成 15 年 6 月には企業、労働組合等を構成員とする(仮)営農支援センター設立準備会を発足させ、1 次、2 次産業が一体となって企業退職者等の生きがいと遊休農地の解消等農地保全を共通のテーマとして協議する取組みを進めている。

豊田市では、農地を所有する農家(2,500 人)と市内企業の勤労者(労働組合員等 2,050 人)を対象とした「豊田市農業に関する意識調査」を平成 15 年 7 月から 8 月にかけて実施したところ、農家では 2.7%が「売却したい」と回答し、22.0%が「作業委託する」等貸付けを考えている。また、勤労者では、62.7%が「趣味程度にやってみたい」、「自家用・自給用でやってみたい」等農業に参加したいと回答している。また、現在、本市内で市又はあいち豊田農業協同組合が開設している特定農地貸付法に基づく貸し農園は 24 園 985 区画あり、968 区画が利用されている。このことから、土に親しみたい、趣味で野菜づくりがしてみたい者が相当程度いると予想される。

そこで、新たな発想による農業の担い手づくりや遊休農地活用の仕組みを構築する必要があると考え、今回構造改革特別区域法の特例措置を適用し、市、農協以外によ

る市民農園の開設、新規就農者確保のために農地の権利取得に関する下限面積の引下げを行い、遊休農地解消等農地の保全、新たな担い手の確保を図り、高齢者を始めとする市民が趣味・生きがいとして農に触れる機会を拡充する。

6 構造改革特別区域計画の目標

豊田市は、農業の課題である農家の高齢化・後継者不足、担い手不足による遊休農地を含む農地の保全と今後急増する高齢者の生きがいづくりを結び付け、農地という「土地資源」と農業志向の市民という「人的資源」を融合させたシステムの具現化を目指し、平成 16 年度から(仮)営農支援センターを立上げ、構造改革特別区域計画と連携をとり、農に興味のある市民等に農作物の栽培技術研修が受けられる機会を提供するとともに、技量・体力・希望に応じて、農地(自作地、市民農園)・農家の斡旋・紹介を行い、新規就農者や援農希望者を発掘・育成し、遊休農地の解消を始めとする農地の活用、生きがいづくりを図る。

また、農業参入を希望する市民を始め、現「とよた生き活き農業塾」卒業生及び(仮)営農支援センターでの「担い手づくりコース」研修修了者等を新たな担い手として就農に結び付けるため、構造改革特別区域計画に基づく農地の権利取得にかかる下限面積の弾力化を適用して 10a 以上とすることで、新規就農を促進し、遊休農地解消等農地の保全を図る。加えて、市又は農協が職業安定法に基づく無料職業紹介所の届出を行うなど、有償・無償で農家を支援したい市民等の受入れ農家へのヘルパー制度を検討しており、構造改革特別区域計画の下限面積の弾力化との連携により、援農者(ヘルパー)が就農する機会が広がるという効果が期待できる。

さらに、趣味・自給用で農作物づくりをしたい市民等に貸し農園を提供するために構造改革特別区域計画に基づく市、農協以外での特定農地貸付事業を適用し、農業者等の貸し農園開設希望者が農園を開設することで、遊休農地解消等農地保全の促進と市民の生きがいの推進を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 新たな農業者の確保

農家の高齢化・後継者不足の傾向は豊田市全域で進んでおり、農地の権利取得にかかる下限面積を現行の 40a から 10a に緩和することで、新たな農業の確保が可能となる。

豊田市が平成 16 年度から始める(仮)営農支援センターでの「担い手づくりコース」研修生は年間 40 人を見込んでおり、構造改革特別区域計画との連携により、平成 20 年度までの研修修了者から新たな農業者が 90 人程度は確保できる。また、現「とよた生き活き農業塾」卒業生にも農地の権利取得を希望している者がいるほか、市民農園利用者等で農地の権利取得を希望する者が期待できることから、新たな農業者として平成 16 年度で 5 人、平成 20 年度には 100 人の確保ができると見込まれる。さらに、農家へのヘルパー制度を検討しており、下限面積を 10a とすることで、今後へ

ルパーが受入れ農家の後継者として就農することが期待できる。

新たな農業者が遊休農地等の権利を取得すれば、平成 16 年度で 0.5ha、平成 20 年度までには 10ha 以上の遊休農地解消等農地の保全が図られる。

本構造改革特別区域計画に合わせ、10a 当り 100 万円の農産物販売収入が得られる作物の導入を検討しており、農業者の収入が平成 16 年度で 500 万円、平成 20 年度までに 2 億 2,500 万円見込まれるほか、機械・機具等の新規購入、苗代等栽培経費等により 1 億 250 万円、合計で 3 億 2,750 万円の直接的な経済効果が見込まれる。

【年度別農業参入者・農地保全面積内訳】

区 分	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	計
農業参入者数	5 人	5 人	30 人	30 人	30 人	100 人
農地保全面積	0.5ha	0.5ha	3ha	3ha	3ha	10ha

(2) 生きがいつくりの実現

趣味・自給用の農作物づくりを希望する市民等が多く見込まれることから、農地所有者等が構造改革特別区域計画に基づき特定農地貸付法の規定による貸し農園を開設することで、遊休農地等農地保全が促進され、市民等の生きがいつくりが実現する。

現在豊田市では、農業振興地域内農地で高齢化等の理由から豊田市に対し市民農園での利用(借地)要請が 5 件、3.3ha ある。また、平成 16 年度からは、貸し農園開設希望の募集を計画しており、平成 16 年度で 1ha、平成 20 年度までには 6.5ha の市民農園開設による遊休農地等農地の保全が見込まれ、利用区画数は 10a 当たり 30 区画として平成 16 年度で 300 人分、平成 20 年度までに 1,950 人分が確保できる。

市民農園は、高齢者にとって地域住民との交流の場であり、健康づくり・生きがいの場としての効果が期待できる。また、栽培経験を積むことでより広い区画面積を求める市民農園利用者が増加すると見込まれること及び下限面積の緩和により 10a 以上の農地の権利取得を計画する市民農園利用者が見込まれることから、より広い農地の保全が図られる。

また、農地所有者が農業経営の一環として市民農園を開設することで、入園料として 1 区画 3,000 円(30 m²×100 円)、10a では 30 区画分の 9 万円程度の収入が期待でき、平成 16 年度で 90 万円、平成 20 年度までには 1,620 万円が見込まれる。さらに、利用者による作付作物の種や苗代といった栽培経費等消費への効果もある。

【年度別農業者等による貸し農園開設に伴う保全農地面積】

区 分	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	計
保全農地面積	1ha	1ha	1.5ha	1.5ha	1.5ha	6.5ha

(3) その他の効果

市民農園の開設者を増やすことで、農地所有者を含む農村集落の高齢者が農園での栽培指導を行うことができ、農園利用者との交流による地域づくり、農家の高齢者の生きがい対策についての効果が期待できる。

8 特定事業の名称

1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・職業安定法に基づく無料職業紹介事業

・豊田市とあいち豊田農業協同組合との共同事業体となる(仮)営農支援センターによる「農作物栽培技術研修事業」

[参考]

(仮)営農支援センターの整備について

1 ね ら い 農家の高齢化・後継者不足による遊休農地を含む農地という土地資源と、今後急増する定年退職者をはじめとする農業志向の市民等の人的資源を融合させ、高年齢者が農業で生き生きとした人生を送れる社会を創造するため、農作物栽培技術研修、農地・農家の仲介、新規農作物・加工品の研究・開発という機能をもつ(仮)営農支援センターを設置する。

2 設置時期 平成16年4月

3 設置場所 豊田市四郷町松本地内

4 施設概要 事務所：JAあいち豊田猿投営農センター内

研修農場：同センター北側農用地（約4.3 ha）を借用して利用

5 概算事業費 3,100万円（平成16年度）

6 組織 当初は、豊田市とあいち豊田農業協同組合との業務分担による共同事業体で運営し、将来に向けては、市内企業・労働組合等を含む協議会又は第三セクター（法人化）を検討する。

7 事業

研修事業（農作物栽培技術研修）～平成16年度中に開始

・担い手づくりコース：農業で収入を得ることを目指す市民が対象。研修期間は2年（週1回）。科目は、畑科（野菜）、田畑科（野菜、水稻）、田んぼ科（水稻、麦、大豆）、果樹科の4科を設け、定員は各科10人程度。修了者は、農地・農家仲介事

業の対象者になることができる。

- ・旬の野菜づくりコース：趣味や健康作りのために市民農園などで野菜づくりをしたい市民が対象。研修期間は半年（月1回）。科目は、春夏野菜科と秋冬野菜科の2科を設け、定員は各科約50人

農地仲介事業

- ・実践農場：農地（10a以上）を売りたい、又は借りたい人へ斡旋、紹介する。
構造改革特区認定申請（農地法第3条）
- ・市民農園の開設・貸付け：民間（農地所有者等）による貸し農園の開設
構造改革特区認定申請（特定農地貸付法）

農家仲介事業

農家へのヘルパー勤務を希望する人に、受入れ農家を無料で紹介する。 情報提供又は職業安定法による無料職業紹介所の届出

研究開発事業～平成17年度以降開始

農作物の新規加工品や新規栽培作物の研究・開発・試験を行う。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1 0 0 2 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

豊田市農業振興地域内で特定農地貸付により市民農園を開設しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定の日以降

4 特定事業の内容

特定事業の実施主体である豊田市又は農地保有合理化法人（あいち豊田農業協同組合）から農地を借受けた法人や遊休農地等の所有者が、構造改革特別区域法に基づき事業の実施について協定を締結するとともに、豊田市農業委員会の承認を受けて、遊休農地等を活用した市民農園を開設する。

趣味・自給用の農作物づくりを希望する市民等が多数おり、市民農園の需要は高いことから、市広報等により農家等へ呼びかけるほか、市内企業の労働組合に機関紙への掲載を依頼するなど幅広く市民農園の開設者を募集していく。

5 当該規制の特例措置の内容

平成 12 年農林業センサスによる豊田市の耕作放棄地は 354ha、不作付地は 341ha と平成 7 年に比べそれぞれ 32ha(9.9%)、103ha(43.2%)の増加となっており、農地の遊休化が進んでいる。また高齢化率は 25.1%となっており、農家の高齢化も進んでいる。

ここ数年には、豊田市で高い人口比率を有する昭和 22～27 年生まれの団塊の世代(平成 15 年 10 月 1 日現在 30,721 人、人口比 8.6%)が徐々に定年を迎え、土に親しみたい、趣味で野菜づくりがしてみたいという要望は急増し、貸し農園の需要が急速に高まると予測される。

それを裏付けるように、今夏実施したアンケート調査の回答では、農業者の 24.8%が「市民農園として貸している又は貸してもよい」としており、勤労者の 60%が「趣味又は自給用での農作物づくり」を希望している。さらに、平成 14 年度末に行った市が開設している貸し農園の入園期間満了に伴う 6 園、355 区画の募集に対し、356 人が応募するなど、貸し農園への関心は高くなっている。現在豊田市内には、市が市街地及び住宅地周辺に開設している特定農地貸付法に基づく貸し農園 19 園 890 区画、あいち豊田農業協同組合が中山間地域及び農村地域に開設している市民農園 5 園 95 区画の計 24 園 985 区画が供用されているが、空き区画は 17 区画と高い利用率となっている。

現在、農業振興地域内農地で高齢化等の理由から豊田市に対し市民農園での利用(借地)要請が 5 件、3.3ha あり、当該特例措置の適用を受けることで、所有者自身が特定農地貸付法に基づく貸し農園を開設することが可能となる。また、平成 16 年度からは、貸し農園開

設希望の募集を計画しており、平成 16 年度には 1ha、平成 20 年度までには 6.5ha の市民農園開設による遊休農地等農地の保全が見込まれ、平成 16 年では豊田市が計画する（仮）営農支援センターでの研修修了者や趣味や健康目的で野菜づくりをしてみたい市民等 300 人分の区画が開設され、平成 20 年度までに 1,950 人分の区画数の確保ができる。さらに、農園周辺の農家の高齢者が指導員として参加することで、農園利用者との交流による地域づくり、農家の高齢者の生きがいづくりに効果が期待できる。

別紙

1 特定事業の名称

1 0 0 6 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

豊田市農業振興地域内の農地の権利を取得する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定の日以降

4 特定事業の内容

新たに農業参入し自ら営農を行おうとする者及び所有農地が 40a 未満の農業者が自ら営農をするために農地にかかる権利を取得する場合、豊田市農業委員会の議決を経て、10a 以上の下限面積において農地にかかる権利取得を認める。

5 当該規制の特例措置の内容

農林業センサスによる豊田市の経営耕地面積は、平成 2 年から 4,216ha、平成 7 年 3,845ha、平成 12 年 3,297ha と徐々に減少しており、平成 12 年の内訳では、田 2,506ha、畑 526ha、樹園地 265ha となっている。

豊田市の農業振興地域整備計画の見直し（平成 14 年 2 月）後の農業振興地域面積は 10,120.3ha となっているが、平成 14 年 2 月で 5,135.9ha あった農用地面積は、平成 15 年 9 月末で 5,113.4ha と 22.5ha 減少している。また、平成 12 年農林業センサスでの耕作放棄地及び不作付地の農地は 695ha ある。

豊田市における農地の集積状況として、田については、稲作主体の農業生産法人（6 法人）が平成 15 年 4 月 1 日現在で 625.7ha の利用権設定を行っており、個人を含め市全体で 1,013.7ha（農用地内設定率 19.8%）の農地が利用集積されているが、畑についての借り手がおらず、利用集積が進んでいない。

また、農林業センサスによる豊田市の農家戸数は、平成 12 年 4,918 戸と平成 7 年 5,474 戸に比べ 556 戸（10.1%）減少し、農業就業人口についても平成 12 年 5,246 人と平成 7 年 5,822 人に比べ 576 人（9.9%）減少しており、農家の担い手・後継者不足は徐々に進んでいる。

豊田市の平成 15 年度における効率的かつ安定的な担い手については、認定農業者 66 人、農業法人 18 となっているが、認定農業者の成り手が少なく、再認定も進まず、平成 12 年度の 80 人と比べ微増にとどまっている。また、新規就農者も平成 14 年度で 4 人（内 1 人は平成 15 年度には離農）と農業者の減少の歯止めになっていない。

農林業センサスでの農家の高齢化率は、平成 2 年から 17.3%、平成 7 年 21.6%、平

成 12 年 25.1%と高齢化が進んでいる。豊田市では平成 15 年 7 月に農地を所有する市内農家 2,500 人を対象に今後の営農及び農地利用に関する「豊田市農業に関する意識調査」を実施したところ、「家族が農業を継いでくれる予定はない」等 31.4%が後継者がいないと回答しており、所有農地については 2.7%が農地を「売却したい」、22%が「貸付したい」という回答であった。

豊田市において、農地の権利取得にかかる下限面積は、昭和 62 年以降 40 a で設定しているが、新たに非農家及び農業経験の少ない農家が農業に参加するためには、技術力、体力面から判断して、40 a 以上の農地を耕作することは困難であり、農機具等の初期投資等経済的な負担からも 40a 以上の農地の権利取得による農業参加を難しくしている。

以上のことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがないと判断し、本計画で農地の権利取得にかかる下限面積を 10 a まで引下げ、自らの技術力、体力に見合った面積を耕作できる特例を受けることで、新規の農業参加を推進し、遊休農地の解消を図る。なお、下限面積を 10a に引下げることにより、徐々に作付面積を広げたい市民農園の利用者が、10a 以上を耕作する新たな担い手として農業への参加も可能となる。

本特例措置によって、豊田市があいち豊田農業協同組合との共同により、農業をやってみたい非農家や農地は所有しているが農作物の栽培経験がない人を対象として平成 12 年度に開設した「とよた生き生き農業塾」及び平成 16 年度開始する(仮)営農支援センターでの農作物栽培技術研修と連携をとることにより、新規農業参加者は平成 16 年度に 5 人、平成 20 年度までに 100 人が見込まれるとともに、遊休農地解消等による農地保全は平成 16 年度に 1ha、平成 20 年度までには 10ha と見込まれ、新たな農業者の確保及び遊休農地解消等農地の保全が図られる。

なお、下限面積の引下げに伴い、不適切な農地の権利取得が安易に行われることのないよう、豊田市農業委員会と協議の上、特例措置による農地法第 3 条の規定に基づく農地の権利取得申出者に対し、本構造改革特別区域計画の趣旨について確認する機会を設けるといった措置を講じることとする。